

日 時：令和7年4月30日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、高村委員、小笠原委員、
宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、梶田委員が御欠席でございます。

初めに、4月28日に「個人情報保護政策に関する懇談会」準備会合が開催されましたので、懇談会会長の宍戸委員にその内容について御報告いただきたく思います。よろしくお願いたします。

○宍戸委員 承知いたしました。

3月26日の委員会において決定されました「個人情報保護政策に関する懇談会」につきまして、ただいま事務局よりありましたとおり、4月28日に準備会合を開催いたしました。準備会合におきましては、懇談会の議事運営等に必要な事項を定めるほか、本委員会の令和7年度の活動方針、いわゆる3年ごと見直しに関する検討状況などについて事務局より説明を頂き、その後、御出席いただきました会員の方々による意見交換が行われました。

意見交換では、様々なお立場から非常に様々な有益な御意見を頂きました。おおむね次の四つの観点から整理ができるように私としては受け止めたところでございます。

第1に、デジタル社会の発展に伴って個人情報保護法制、あるいは個人情報保護政策について議論していくことが必要である。その際、データ利活用につきまして、企業側だけでなく本人や社会全体にとってのメリットが大きくなっている一方で、リスクも高まっているということに留意する必要があるのではないかという点です。

第2に、個人情報保護法制の在り方につきまして、先ほど申し上げましたようなデータ利活用をめぐる状況全体を俯瞰して議論していくべきであるという御意見も多数頂きました。個人情報保護法制と隣接する法制であります競争法、また、消費者法との関係もしっかり見ていく必要がある。また、データ利活用と個人の権利利益の保護のバランスを個人情報保護法、また、それ以外の関連する法制、あるいは関連する全体的な法制といった様々なレイヤーで多層的に見ていく。こういった中で個人情報保護法や当委員会の立ち位置を考えていく必要があるのではないかという点でございます。

第3点でございますが、事業者や行政機関、地方公共団体など、個人情報を取り扱う現場の職員でありますとか、従業員の方、いわゆる第1線の方、第2線の方のいろいろな現場での悩みというものについても多くの御意見を頂きました。そのような現場の方々がどのように個人情報保護法を理解し、困難を感じているのか、これを的確に捉えていく必要

があるのではないかと考えてございます。

第4に、当委員会の果たすべき役割、情報発信のあるべき姿についても様々な御意見を頂きました。国際的な会合などへの参加、データ利活用に関する政策形成の中で果たすべき役割などのほか、公的部門を含めた規律を所管する委員会として公的部門における個人情報取扱いの適正についても今後、議論する必要があるのではないかとこの思いを強くしたところでございます。

また、事務局の方々についても、人材育成ということに当委員会にしっかり取り組んでいていただきたいという励ましの言葉も頂いたところでございます。

この「個人情報保護政策に関する懇談会」は、年に2回程度、継続的に開催していく予定でございます。今後とも、会員の皆様から頂いた御意見につきましては、この場において御報告をさせていただきたいと考えております。

私からは以上でございますけれども、事務局から詳細があれば、お願いいたします。

○佐々木総務課長 ありがとうございます。

詳細につきましては、懇談会の場で会員の方から出た意見につきましては主な意見という形で取りまとめて、また御報告させていただきたいと思っております。

それでは、委員長代理に係る委員会決定の規定に基づきまして、大島委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○大島委員長代理 それでは、ただいまから、第321回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は七つです。

議題1「英国の充分性認定の対象範囲の拡大への対応について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 日英相互認証の枠組みの拡大に向けた対応について御説明いたします。

現在、当委員会は、英国科学・イノベーション・技術省との間で日英相互認証の対象範囲を学術研究分野・公的部門に拡大する協議を行っております。大島委員と同省のブライアント閣外大臣が、4月23日、英国・ロンドンにて日英相互認証の枠組み等に関して会談を実施し、同日、共同プレス声明を発出しました。資料1-2が共同プレス声明の原文、資料1-3が事務局作成の仮訳となります。

続きまして、共同プレス声明のポイントについて御説明いたします。同声明では、日英はDFFTを具体化するというビジョンを共有しており、日英相互認証が両国の協力の重要な要素の一つであること、また、2021年の個人情報保護法改正を踏まえた日英相互認証の対象範囲の拡大は、日英の共同研究や公的機関間の共同での活動を促進するものであり、日英デジタルパートナーシップや日英包括的経済連携協定がもたらす利益を補完、増幅し、個人データの交換に大きく依存する他の分野における協力を強化する道を開き得るものであることを確認しました。

また、日英相互認証の拡大に関する協議が着実に進行していることを確認・歓迎すると

ともに、拡大後の枠組みが2026年春までに実現することを目標として作業を加速させることに合意いたしました。

事務局からの説明は以上でございます。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見を申し上げます。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員 御説明どうもありがとうございました。

私から一言申し上げます。この度、大島委員におかれては、4月9日の欧州委員会との面談に引き続き、今回の出張では英国科学・イノベーション・技術省のブライアント閣外大臣との面談が実現いたしました。この両カウンターパートの間で充分性認定の対象範囲拡大の実現に向けた目標を共有できたことは、大変意義が大きいと思います。

EU、英国ともに充分性認定を受けている認定国間のネットワークをそれぞれ広げています。日本に対する充分性認定の対象範囲を拡大する今般のプロセスが完了した暁には、ここに参加している各認定国との間で共通性と整合性を実現することができることも成果であります。これは当委員会の国際的協力関係の強化に資するものと考えます。

以上です。ありがとうございます。

○大島委員長代理 ほかにはいかがでしょうか。

よろしければ、私から一言述べさせていただきます。今、お話がありましたとおり、4月22日から25日までの間、英国に出張してまいりました。今回の出張では、英国科学・イノベーション・技術省のクリス・ブライアント閣外大臣と会談してまいりました。

今回の会談では、日英相互認証の両国にとっての重要性を再確認し、また、英国による日本への充分性認定の対象範囲を学術研究分野・公的部門に拡大する協議等が着実に進行していることを歓迎し、拡大後の枠組みが2026年春までに実現することを目標として作業を加速させる旨の共同声明を発出することができました。

私ども個人情報保護委員会の委員が英国の大臣級と会談を行うのは初めてのことであり、また、英国と共同声明を発出するのも初めてのことでした。事務局においては対象範囲拡大後の日英相互認証が可能な限り早期に発効できるよう、引き続き作業を加速していただきたいと思います。

今年2月には浅井委員が米国・ワシントンにて連邦取引委員会のファーガソン委員長と会談され、また、今月は私がベルギー・ブリュッセルにて欧州委員会のマグラー委員とも会談を行ったところです。今回の英国ブライアント閣外大臣との会談も含めて、当委員会のプレゼンスを高め、関係各国・機関との協力関係を強化していく上で大変意義深い会談が実現していることをうれしく思っております。

以上でございます。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。それでは、次の議題に移ります。

議題2「特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）の意見募集について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案）に関する意見募集について御説明いたします。

本議題に関する資料は、計2点でございます。資料2-1に基づき御説明いたしますので、具体的な改正内容については資料2-2を併せて御確認いただければと思います。

特定個人情報保護評価指針第6の2においては、評価実施機関がその保有する特定個人情報ファイルに対して評価指針別表に定める変更を加えようとする場合、当該変更が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合等を除き、特定個人情報保護評価を再実施するものとされています。すなわち、漏えい等リスクを相当程度高めることが想定される変更に備えてリスク対策を追加する場合においては、保護評価を再実施することが義務付けられています。

一方で、現行の評価指針においては、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスを変更しようとする場合に、当該変更を踏まえた漏えい等リスクを軽減させるための対策の追加・変更の必要性を検討することを明示的に義務付ける規定は設けられておりません。

昨今の漏えい等事案の中には、事務フローの変更に伴い漏えい等リスクが上昇することを事務の担当者レベルでは予測していたにもかかわらず、組織的な検討が適時・適切に行われず、個人情報の漏えい等の被害拡大等につながった事例も確認されています。国民・住民の信頼確保を目的とする保護評価制度におけるリスク対策を一層強化するため、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスを変更する場合に生じる義務の内容を明確化する規定を新たに設けることとしたいと考えております。

具体的には、「改正の概要」の部分に記載のとおり、評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスに変更を加えようとする場合、当該変更の内容を踏まえ、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置の変更の必要性について検討を行うものとする規定し、さらに、当該検討の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、評価指針第6の2（2）の規定による特定個人情報保護評価の再実施または同指針第7の規定による特定個人情報保護評価書の修正並びに委員会へ提出及び公表を行うものとする旨、規定したいと考えております。

なお、従来から評価実施機関に対しては特定個人情報ファイルの取扱いに変更を加えようとするときは、評価の再実施や評価書の修正を行うことが義務付けられています。本改正案は、事務フローに変更を加えようとするときにも評価の再実施や評価書の修正の義務があることを明確化するものであり、評価の再実施等の要件を変更するものではありません。

最後に、施行日については、令和7年7月上旬の公布・施行を予定しております。

本日、改正案について御決定いただけましたら、速やかにパブリックコメントを開始したいと考えております。

説明は以上です。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

今回の指針の改正案は、従来の保護評価の考え方を変更するのではなくて、明示的に示されていなかった事務フローの変更時の対応について改めて注意喚起するものと認識しております。これについて異論はございませんけれども、二つコメントさせていただきたいと思えます。

保護評価の目的は、指針に記載のとおり事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止であって、評価機関が主体的な措置を講ずることが期待されているとされています。そこで、コメントの一つ目ですが、保護評価指針上、形式条件で再実施等を判断することになっておりますけれども、重要なのは事務フローの変更等があった場合に適切にリスク対策を打てるかどうかであると考えております。この部分は評価主体による実質的・主体的判断を伴うものと言えます。

したがって、指針改定後、事務局におかれましては指針の解説等の見直し等を行うと思われましても、その際には事務レベルでの的確な判断に資するものになるよう留意していただきたいと思います。これが1点目です。

コメントの2点目ですが、指針や解説の内容の整理、あるいは評価書の簡素化の検討をお願いしたいということでございます。現在の指針及びその解説や評価書は、やや複雑という印象を持っております。評価主体や一般市民、一般市民はパブコメを行う立場にあると思われましても、これらの方々の意見も聞きながら、それらの方々の主体的な判断に資するように、シンプルで理解しやすいものとなるよう見直しをお願いしたいと思います。

以上です。

○片岡参事官 コメントいただきましてありがとうございます。

今、清水委員から頂きました御助言を踏まえまして、リスク対策の追加に関する判断に資する解説について、評価実施機関の御意見も伺いながら、評価実施機関にとってより分かりやすくなるように工夫していきたいと考えております。

以上です。

○大島委員長代理 ほかにはよろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「厚生労働大臣（労働安全衛生法による免許に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今般、厚生労働省から「労働安全衛生法による免許に関する事務」の全項目評価書が提出されました。

特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認の可否について御審議いただきたく存じます。

まずは資料3-1、評価書案の概要について御説明いたします。特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、3ページの「②事務の内容」を御覧ください。厚生労働大臣が資格管理事務を行うことが記載されています。

事務の内容については、7ページの「（別添1）事務の内容」を御覧ください。厚生労働大臣は、事務を実施するに当たり、新たに安衛法免許名簿ファイルを保有し、申請された個人番号を含む資格情報について、国家資格等情報連携・活用システム及び労働基準行政システムに登録すること、当該資格情報について住民基本台帳ネットワークシステムを利用した照会を行うことで正確な資格情報を把握することが記載されています。

また、11ページから13ページ、「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、委託事項としてシステムの運用等業務のほか、免許申請書の記載事項確認業務の委託を行うことが記載されています。

続きまして、評価書に記載された主なリスク対策について御説明いたします。まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。17ページの「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」における「対象者以外の情報の入手を防止するための措置」として、オンライン申請からの入手の場合、マイナポータルにおいてマイナンバーカード及びパスワードの入力によって本人確認を行うこと、窓口等における紙での申請から入手の場合、入手時に本人確認措置を実施すること等が記載されております。

続いて、18ページ中段、「リスク4：入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク」として、オンライン申請からの入手の場合、本人からマイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信はTLSによる暗号化された通信経路を使用していること、窓口における申請からの入手の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、事務処理が完了した紙媒体の資料は簿冊につづり、速やかに保管場所で施錠管理を行うこと。郵送による入手の場合、原則として簡易書留等の追跡可能な郵送手段により漏えい・紛失を防止すること等が記載されております。

次に、特定個人情報の使用に係るリスク対策です。19ページの「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」として、マイナポータルにおいては個人番号ではアクセスできない仕組みとしていること、労働基準行政システムと国家資格等情報連携・活用システムの連携は、権限のある者が必要な情報のみ連携できるようにアクセス制御を行うこと、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携についても、権限を有する者のみ連携できるようにアクセス制御を行うこと等が記載されております。

続いて、22ページ上段、「リスク3：従業者が事務外で使用するリスク」として、許可を受けたUSBメモリ以外は使用できないようシステムで制御されていること、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能は設けていないこと。

「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」として、アカウント管理が実施されていることを第三者が定期的に確認する運用体制としていること、システムの運用作業は原則2人で行う相互牽制体制とすること、システム間のデータ連携については専用回線によって実施すること等が記載されています。

次に、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るリスク対策です。23ページの「情報保護管理体制の確認」として、特定個人情報等の管理を含む業務運用の委託を行う際は、ISMS等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること等が記載されております。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策です。30ページの「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の物理的対策として、委託先事業者がパブリッククラウド事業者等を選定する際の調達要件として、ISMAPにおいて登録されたサービスであること、33ページの「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」として、紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについては細断又は外部業者による溶解処理等により廃棄を行うこと、廃棄の際は廃棄履歴を作成し、保存すること等が記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、資料3-2、審査表に基づき、評価書の指針への適合性・妥当性について事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、また、4ページから10ページまでの「特定個人情報ファイル」では、「安衛法免許名簿ファイル」について、取扱いの場面やリスク対策について適切に記載されているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

続きまして、11ページを御覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査結果につきまして、「主な考慮事項（細目）」の73番では、厚生労働省の既存業務システムである労働基準行政システムとデジタル庁が運用している国家資格等情報連携・活用システムと連携をする際に生じる特定個人情報を含む情報管理をする際のり

スク対策について、また、74番では、紙申請時における委託業務に係るリスク対策についてそれぞれ具体的に記載され、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものかといった観点から審査しており、いずれも「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評といたしまして3点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないとしております。

最後に、12ページ下段の審査記載事項について、特有の箇所について説明いたします。今回の労働安全衛生法による免許に関する事務につきまして、評価実施機関である厚生労働省は、既存の労働基準行政システムを主導で用いつつ、デジタル庁が開発した国家資格等情報連携・活用システムと連携を行うことで電子申請を可能とする事務が展開されます。なお、従来の紙申請も併存しますが、紙申請の場合においては申請書の形式申請に係る業務委託が実施されます。この点における特記事項を（4）として、個人番号が記載された免許申請書の授受及び特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保、また、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、委託先との取決め事項を評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があることを記載しています。

最後に（5）として、（1）から（4）に記載している事項については不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要についての説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認いただければ、厚生労働省に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いします。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

今、御説明のありました審査結果案については異論ございません。その上で、記載事項について、今、記載されている内容に加え、2点コメントさせていただきたいと思います。

1点目ですが、国家資格等情報連携・活用システムは昨年の秋から運用を開始し、半年を経過した状況であると理解しております。この間、今回の評価対象事務に影響する問題は特段発生していないとのこと。ただ、今後も登録される資格が拡大するにつれ、予期せぬ新たなリスクが識別されることも考えられると思います。万一、先行する厚生労働省や他の府省で実施する資格管理事務において類似のシステムの不具合が発生し、リスクが識別された際にタイムリーに対応できるよう、情報共有を適切に行っていただきたい。これが1点目でございます。

2点目ですが、本資格管理システムとは直接関係ないとは思われますけれども、厚生労働省では過去に個人情報に関する重大事故が発生しております。気になるのは、これは電子データ、紙、両方なのですが、情報の保管期限の設定ミス、もう一つは紙媒体の不適切な廃棄処分、このような初歩的な人為的ミスが複数見受けられるように思います。その際に講じられました再発防止策を参考に、この度の事務につきましても適正な取扱いを徹底していただきたいと考えます。

以上です。

○大島委員長代理 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように決定します。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「令和6年度施行状況調査（令和7年度実施）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和6年度施行状況調査について御説明いたします。

資料4「1 概要」の「(1) 制度趣旨・目的」のとおり、本調査は個人情報保護法第165条第1項に基づく調査で個人情報保護法の施行状況を把握するとともに、行政機関等が保有する個人情報等について、その保有・利用・提供、開示請求等への対応、安全管理措置の実施等が法に基づき適切に行われているか等を確認すること等を目的に実施するものです。

「(2) 対象」のとおり、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人が対象となります。

「2 報告を求める内容」のとおり、従来どおり調査することを前提に、個人情報保護委員会における把握・活用の必要性及び国民にとっての分かりやすさの観点から、報告を求める内容を一部変更いたします。

具体的には「(1) 行政機関及び独立行政法人等」の「ア 保有する個人情報ファイル等に関する事項」のとおり、法第109条第2項第2号に基づく行政機関等匿名加工情報の第三者提供の状況を把握するため、第三者提供した行政機関等匿名加工情報のファイル数について報告を求めることとします。また、過去の調査結果を踏まえ、個人情報等の取扱い等について民間部門の規律が適用される別表第二法人等の調査項目としていた法第27条第2項のオプトアウト規定により、個人データを第三者提供したファイル数については

報告を求めないこととします。

次に、「ウ 安全管理措置に関する状況」のとおり、法第68条等に基づく漏えい等事案の報告により、各団体の漏えい等事案の発生状況を把握することが可能であることから、施行状況調査では、漏えい等事案の件数の報告は求めないこととします。

また、安全管理措置の実態を正確に把握するため、安全管理措置に係る規定の整備状況の調査方法について変更いたします。具体的には、情報セキュリティポリシー等で規定を定めている旨の選択肢を追加するとともに、規定を定めていないことに合理的な理由がある場合の選択肢を追加します。そのほか、過去の調査結果を踏まえ、個人情報等の取扱い等について民間部門の規律が適用される別表第二法人等の調査項目としていた個人情報の保護に関する法律施行令第19条第1項各号に掲げる業務に係る安全管理措置の規定の整備状況の報告は求めないこととしますが、当該業務の実施の有無については報告を求めるとします。

次に、「(2) 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人」ですが、行政機関等と同様に報告を求める内容を変更するとともに、法第61条第1項に基づく保有個人情報の利用目的の特定について、従来の調査項目になかったことから、一部事務組合及び広域連合を除く地方公共団体の機関については個人情報保護担当部署から各部署に対する利用目的の特定に係る周知方法等について報告を求めるとします。具体的な項目につきましては、3ページ以降に記載したものとなっております。

戻りまして、2ページの「3 今後の予定」のとおり、令和7年5月上旬に報告依頼を発出した上で、9月下旬を報告期限、令和8年3月に報告の概要を公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見を申し上げます。

では、清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

質問なのですけれども、2ページの上から二つ目の丸の情報セキュリティポリシーの話ですが、これは安全管理措置に係る規定について、情報セキュリティポリシー等で規定が整備されていれば、問題ないということによろしいでしょうか。

○片岡参事官 実質的に整備されていれば問題ないと考えています。前年度の調査ではその点が不明確な部分があるため、今年度の調査ではそこを明確にしたいと考えております。

○清水委員 それは内容的に全く同じものと考えてよろしいでしょうか。つまり、情報セキュリティポリシーと個人情報の安全管理措置に係る規定に書くべきものは同じでよいということによろしいでしょうか。

○片岡参事官 書いてある場所が情報セキュリティポリシーであっても、安全管理措置として求めている項目が記載されていれば問題ないと考えております。

○大島委員長代理 よろしいでしょうか。

では、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

(監督関係者以外退席)

○大島委員長代理 議題5「損害保険会社及び保険代理店に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」です。事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局 それでは、説明させていただきます。

まず、「第1 事実関係」といたしまして、これまでの経緯ですが、本件は令和6年4月、東京海上の従業者が損害保険代理店から受信したメールに、他の損害保険会社が契約した保険契約者に関する個人データが含まれていることを指摘したことにより発覚した事案であります。その後、損害保険ジャパンにおいて、保険代理店に出向した従業者が、同社に対し、他の損害保険会社と契約した保険契約者に関する個人データを提供していた事実が発覚しました。

金融庁は、大手損保4社に対し、報告等の求めを発出しまして、大手損保4社は金融庁に対し報告を行いました。その後、金融庁は令和7年3月24日、大手損保4社に対し業務改善命令を発出し、公表いたしました。

当委員会は、金融庁から各社報告の結果について報告を受け、事実関係を整理しまして個人情報保護法上の問題点について検討してきました。

「2 事案概要」です。把握された事例の類型は、大きく以下の二つに分けられます。

まず代理店事案ですが、代理店事案とは、複数の損害保険会社の保険商品を取り扱う一部の保険代理店が、損害保険会社から保険契約の締結等の業務を委託されることに伴って取扱いを委託されていた保険契約者の個人データを、本人の同意なく他の損害保険会社に提供等した事案であります。

続きまして、出向者事案ですが、出向者事案は、損害保険会社から保険代理店に出向している従業者が、出向先の保険代理店が管理する他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データ等を、出向先保険代理店に無断で、かつ、本人の同意を得ることなく、出向元の損害保険会社に対しメール等により送付していたという事案であります。

「3 大手損保4社における発生事態の内訳」については以下の表のとおりとなっております。

続きまして、「4 各事案に係る保険代理店の種類」になりますが、代理店事案に関与した保険代理店は、自動車販売業を営む事業者によるものが大部分を占めます。他方、出向者事案は、損害保険会社によって異なりますが、自動車販売業を営む事業者、金融機関等の様々な種類の保険代理店において確認されております。

「第2 事案の背景及び原因」といたしまして、代理店事案の不適切な提供等を行った主な理由ですが、金融庁資料によれば、乗り合っている損害保険会社とディーラー等において、他の損害保険会社の保険契約者の個人データを含め、ディーラー等における保険販売状況のデータが、当該代理店に乗り合っている損害保険会社に対し共有される慣習が存在したとされております。

長期間発覚に至らなかった理由ですが、各社報告によれば、代理店事案が長期間にわたり継続されてきたことは、個人情報保護法の理解不足又は規律の誤認が理由であったとされております。

続きまして、出向者事案の不適切な提供等を行った主な理由ですが、金融庁資料において、出向者の中には他社保険契約に係る情報や代理店内におけるシェアに関する情報の提供等により、少しでも自社の保険契約獲得に貢献することができれば、出向元から高い評価を受けられるかもしれないとの期待感を持つ者も少なからずいたものと推察されております。

長期間発覚に至らなかった理由ですが、出向者事案が長期間にわたり継続されてきた理由の大半は、出向者及び出向元損害保険会社における個人情報保護法の理解不足であったものと認められます。

「第3 個人情報保護法上の問題点について」です。

代理店事案について、まず、保険代理店の第三者提供の制限違反についてです。保険代理店は、損害保険会社に対し、他の損害保険会社の保険契約に関する個人データを提供するに当たり、本人から同意を取得していませんでした。したがって、保険代理店によるかかる個人データの提供は、法第27条第1項の規定に違反します。

続きまして、損害保険会社の適正取得違反です。各損害保険会社は、自社が取り扱う保険契約者の個人データを、本人の同意を得ないまま、個人データの取扱い委託先である保険代理店を通じて、他の損害保険会社に提供し続けてきたわけであるから、長年継続されてきた慣習の下で、他の損害保険会社の保険契約者の個人データが自社に提供される点についても、契約者本人の同意を得ずに提供されていること、すなわち、第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は少なくとも容易に知ることができる状況にあったものといえます。

したがって、代理店事案において、各損害保険会社が、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人情報を保険代理店から取得した行為は、少なくとも社会通念上適正とは認められないもの、すなわち不正な手段による個人情報の取得であり、法第20条第1項の規定に違反します。

損害保険会社の安全管理措置及び委託先の監督不備についてです。この点、金融庁資料によれば、大手損保4社は、営業部門（第1線）、コンプライアンス部門・リスク管理部門（第2線）、内部監査部門（第3線）において組織的な問題点があったことが指摘されております。これらの事実関係からすると、大手損保4社においては、個人データの取扱いについて、営業部店等の現場任せにされている部分があり、会社全体として個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるための責任の明確化等の組織体制の整備が十分ではなく、また、営業部店等における個人データの取扱状況を把握するための監査等の内容は、業務の実態及び個人データの安全管理上のリスクに応じたものではなく不十分であり、結果として、長期間、個人情報保護法の規定に違反する状態が見過ごされ、不適切な個人データの取扱いが継続されてきたものと考えられます。以上から、大手損保4社においては、組織的安全管理措置の不備が認められます。

人的安全管理措置についてです。大手損保4社の少なくとも本件に係る営業部店等においては、個人情報の保護に関する意識が低く、自社が取り扱う保険契約者に関する個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置についての認識や理解も、著しく不十分な状態であったというほかありません。金融庁資料によれば、情報管理に関する定期的な研修が実施されていたとのことですが、個人情報保護法の規定に違反する行為であると気付き是正する程度には至っておらず、研修内容の充分性に疑問を呈さざるを得ません。したがって、大手損保4社においては、人的安全管理措置にも不備が認められます。

続きまして、委託先の監督についてです。委託元である損害保険会社は、保険代理店による個人データの提供を放置するのではなく、本来であれば、委託の内容等を見直し、定期的な監査等を実施し、保険契約者に関する個人データが適切に取り扱われるよう保険代理店に対して監督を実施すべきでありました。

小括といたしまして、大手損保4社における個人データの取扱いは、法第23条及び法第25条の規定に違反します。

続きまして、出向者事案についてです。

保険代理店の安全管理措置の不備です。金融庁資料、各社報告によれば、出向者事案は、保険代理店が組織として意図的に個人データを提供したのではないため、保険代理店について、法第27条第1項の規定違反は問題とはなりません。他方、保険代理店が意図的に提供したのではないから、保険代理店にとっては個人データの漏えいに該当します。

保険代理店において、かかる個人データの漏えいを招いた点については、出向元損害保険会社の責任が大きいいえます。しかしながら、保険代理店においても、個人データの取扱状況を把握するための監査及び点検の内容が十分でなく、組織的安全管理措置の不備があったものと考えられます。また、保険代理店においては、従業員に対する個人データの適正な取扱いについての周知徹底や適切な教育が不十分であり、人的安全管理措置の不備があったものと考えられます。

続きまして、損害保険会社の適正取得違反です。この点、金融庁資料によれば、出向者

の中には、他社保険契約に係る情報や代理店内におけるシェアに関する情報の提供等により、出向元から高い評価を受けられるかもしれないとの期待感を持つ者が少なからずいたものと推察されております。そして、このようなことを背景に、長年にわたり顧客情報を出向元損害保険会社に共有してきた者がいたことが認められております。また、出向者や出向元損害保険会社の従業者の一部には、不適切と認識しながら個人情報が含まれる情報の共有を行っている者がいたことも認められております。

以上の事実関係を考慮いたしますと、出向元損害保険会社においても、当該持ち出し行為により得られた情報であることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、出向者から当該個人情報を取得していたものといえます。したがって、損害保険会社による当該取得は、不正な手段による取得に当たり、法第20条第1項の規定に違反します。

損害保険会社の安全管理措置及び委託先の監督不備についてです。この点、金融庁資料によれば、出向者事案においても代理店事案と同様と考えられるため、組織的安全管理措置及び人的安全管理の不備が認められます。

また、出向元損害保険会社においては、自社が保険代理店に委託している個人データの取扱状況について、漏えい等の事象が存在していないか確認し、必要に応じて委託の内容等を見直し、定期的な監査等を実施する等、保険代理店に対して監督を実施すべきでありました。したがって、出向者事案についても大手損保4社における個人データの取扱いは、法第23条及び法第25条に違反します。

対応方針といたしまして、大手損保4社に対しては、指導を行いまして、令和7年5月30日金曜日までに再発防止策の実施状況について報告等を求めることとしたいと思っております。

また、保険代理店に対しては、対象となる個人情報取扱事業者が多岐にわたるため、当委員会ホームページにおいて留意事項を掲載し、注意喚起を行うこととしたいと思っております。

公表についてですが、大手損保4社を含む複数の損害保険会社において、長期間にわたり、個人情報保護法の規定に違反する行為が反復継続して行われてきた事案であり、影響を受ける本人数も多数であることから、法令違反の重大性は大きいと言えます。また、本件では、自動車保険等多くの国民が利用し、その中で大手損保4社は大きなマーケットシェアを占めます。以上から、本資料のとおり公表することを考えております。

説明は以上です。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見を申し上げます。

藤本委員、どうぞ。

○藤本委員 御説明ありがとうございます。

御説明いただいた事案は、長期間にわたって大手損保4社の合計で200万人を超える個人データについて、不適切な取扱いがあったということで、個人情報保護の観点から非常

に重要な案件だと認識しています。特に長期間、複数社で行われていたにもかかわらず発覚に至らなかった点について、よく考えなければいけないと思います。

資料中にもありますが、営業に関する業務の都合を優先させるといった判断があったこと等については、各社で大きく意識を変える取組が必須だと思います。この点については、経営層が強いリーダーシップを発揮して変革を推進する必要があると思いますし、組織としてそれを定着させるための仕組みづくりを実施していただければと思います。

以上です。

○大島委員長代理 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題6「LINEヤフー株式会社への勧告等に対する改善状況の概要及び同社への対応方針について」です。事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局 本件は、LINEヤフー株式会社の業務委託先企業のPCがマルウェアに感染したことが契機となり、LINEヤフー株式会社の情報システムが不正アクセスを受け、コミュニケーションアプリであるLINEに関する個人データが漏えい等した事案であり、当委員会は、LINEヤフー株式会社に対し、令和6年3月28日、個人情報保護法第148条第1項の規定により勧告を行い、同法第146条第1項の規定により、令和7年3月31日を最終として3か月ごとに計5回、改善状況を報告するよう求めておりました。

今回、令和7年3月31日に報告を受けた改善状況について確認したところ、かねてよりその完了が令和7年4月以降となる旨報告を受けていた改善策を除き、予定どおり対応が完了したことが認められました。

なお、現時点で未完了の改善策を具体的に申し上げますと、令和8年3月末に完了が見込まれる国内及び海外子会社におけるNAVERグループ及びNAVER Cloud社とのシステム及び認証基盤の分離、また、令和7年12月末に完了が見込まれるNAVERグループ及びNAVER Cloud社へ委託している業務の委託の終了及び縮小、さらに、令和8年3月末に完了が見込まれるNAVERグループ及びNAVER Cloud社とのシステム分離や委託の終了に伴い不要となった通信の遮断ですが、これらの改善策についても計画どおり進んでいることが認めら

れました。

今回は報告徴収で求めた最後の報告となりますが、当委員会としては今後もLINEヤフー株式会社の改善策が計画どおり進むことを注視するとともに、LINEヤフー株式会社には、全ての改善策が完了するまで利用者等のステークホルダーへの丁寧な説明等を期待したいと考えております。

なお、本件につきましては資料6の公表資料の範囲で公表を行いたいと考えております。事務局からは以上です。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に関わる議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題7「監視・監督について」です。事務局から説明をお願いします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。